

○大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例施行規則

昭和四十三年十二月二十七日

大阪府規則第七十四号

改正 昭和六〇年三月三〇日規則第三四号

平成九年九月二四日規則第七五号

平成一二年三月三一日規則第九二号

平成二五年三月二七日規則第五二号

平成二六年三月二五日規則第三九号

平成三〇年三月二八日規則第三七号

〔みつばちの飼育の規制に関する条例施行規則〕をここに公布する。

大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例施行規則

(昭六〇規則三四・平二五規則五二・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例（昭和四十三年大阪府条例第二十九号。以下「条例」という。）第三条、第四条及び第八条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇規則三四・平二五規則五二・平三〇規則三七・一部改正)

(許可申請)

第二条 条例第三条第一項の許可の申請は、転飼をしようとする場所において蜜蜂の飼育を始める日の一月前までに、蜜蜂転飼許可申請書（様式第一号）を提出することにより行わなければならない。

(昭六〇規則三四・平一二規則九二・平二五規則五二・一部改正)

(許可証の交付等)

第三条 知事は、条例第三条第一項の許可をしたときは、当該申請者に蜜蜂転飼許可証（様式第二号）を交付する。

2 業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）は、条例第三条第一項の許可を受けて転飼をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(昭六〇規則三四・平二五規則五二・平三〇規則三七・一部改正)

(許可証の再交付)

第四条 養蜂業者は、前条第一項の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく蜜蜂転飼許可証再交付申請書（様式第三号）を知事に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 許可証を破り、又は汚した場合であつて、前項の規定により再交付を受けるときは、同項の蜜蜂転飼許可証再交付申請書にその許可証を添付しなければならない。

(昭六〇規則三四・平一二規則九二・平二五規則五二・平三〇規則三七・一部改正)

(距離制限)

第五条 条例第四条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 温室その他のその内部で農作物等を栽培するための施設において、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合

二 密閉した設備において蜜蜂の飼育を行う場合

2 条例第四条第一号の規則で定める距離は、二十メートル以上とする。ただし、知事が巣箱の設置場所の付近の状況、危害防止のための施設の設置その他の事由により危害発生のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(昭六〇規則三四・平二五規則五二・平二六規則三九・一部改正、平三〇規則三七・旧第六条繰上・一部改正)

(標識)

第六条 条例第四条第二号の規則で定める標識は、蜜蜂を飼育している旨を記載した標識とする。

(昭六〇規則三四・一部改正、平三〇規則三七・旧第七条繰上・一部改正)

(身分証明書)

第七条 条例第五条第二項に規定する証明書は、身分証明書(様式第四号)とする。

(昭六〇規則三四・全改、平三〇規則三七・旧第八条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和四十四年一月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条中「みつばちの飼育を始める日の一月前までに」とあるのは、「みつばちの飼育を始めるときまでに」とする。

3 この規則施行の際現に府の区域内においてみつばちの飼育を行なっている者(養ほう業者を除く。)は、昭和四十四年一月三十一日までに条例第四条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

附 則(昭和六〇年規則第三四号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のみつばちの飼育の規制に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書又は届出書は、改正後の大阪府みつばちの飼育の規制に関する条例施行規則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則(平成九年規則第七五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一二年規則第九二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府みつばちの飼育の規制に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪府みつばちの飼育の規制に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成二五年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第三九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成三〇年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所 (電話番号)

連絡場所 (電話番号)

氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) (印)

次のとおり蜜蜂の転飼を行いたいので、大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例第3条第1項の規定により申請します。

転飼をしようとする直前の飼育場所	転 飼 の 場 所	最大計画蜂群数	転 飼 の 期 間

- 注：1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 転飼をしようとする場所の付近の略図を添付してください。
- 3 住所、連絡場所及び転飼の場所については、字及び地番まで記入してください。

様式第2号(第3条関係)

第 号		蜜 蜂 転 飼 許 可 証	
住	所		
氏名又は名称及び代表者氏名			
転 飼 の 場 所			
蜂 群 数			
転 飼 の 期 間			
許 可 条 件			
年	月	日	
			大阪府知事 

様式第3号(第4条関係)

蜜蜂転飼許可証再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所 (電話番号)

氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名) (印)

破り
蜜蜂転飼許可証(第 号)を汚しましたので、大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条
失い
例施行規則第4条の規定により申請します。

注： 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第4号(第7条関係)

(表)

第 号	身分証明書	所 属 職 名 氏 名
写 真	この証明書を携帯する者は、大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例第5条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
	年 月 日	大阪府知事 印

9センチメートル

↑
ハ
ト
ル
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

(裏)

大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第5条 知事は、前条各号に掲げる事項が守られているかどうかを調査するため必要な限度において、その職員に、蜜蜂の飼育の場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。